

自転車の罰則が強化されます

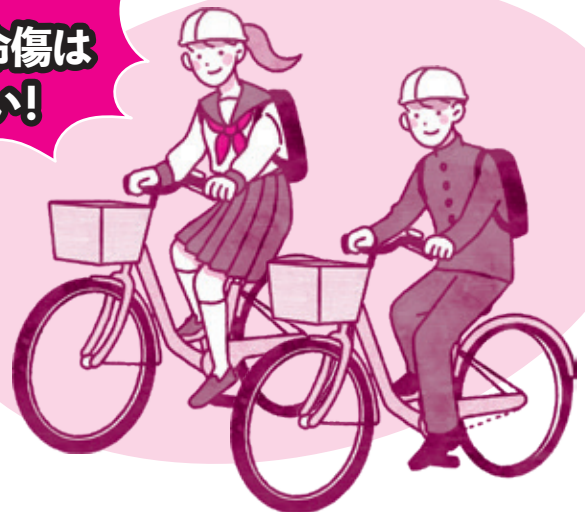
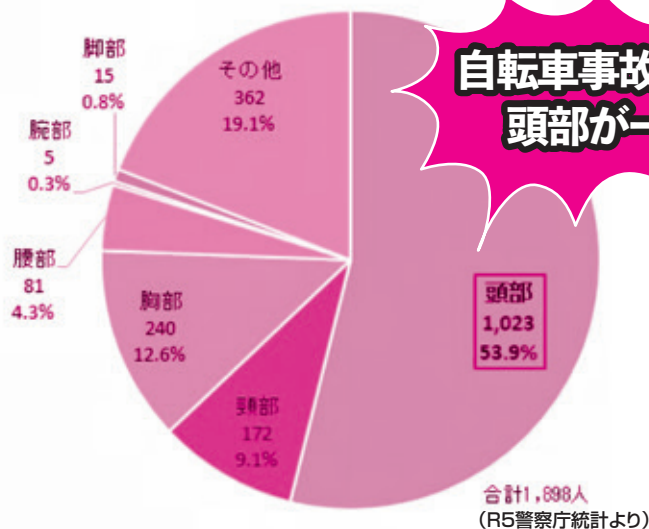


スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
令和6年11月1日施行

自転車に乗るときはヘルメットをかぶって命を守ろう



自転車の基本的な交通ルール守れていますか?

以下のような行為は全て法律違反です。



スマートフォンを正しく使えていますか？



スマートフォンは、
ネットは見れるし、
写真や動画も撮れる、
SNSでみんなとつながれるから
とても便利です。

でも、サイバー空間には危険な誘惑や悪意を持った人物がたくさんいます。
トラブルを起こさないよう、またトラブルに巻き込まれてしまわないよう、
よく注意して安全に使いましょう。

いじめや誹謗中傷: ネット上で悪口を拡散されたり仲間はすれにされる

プライバシー公開: 許可なく顔写真や名前などを公開される

詐欺 ①: 入金後に商品が届かない

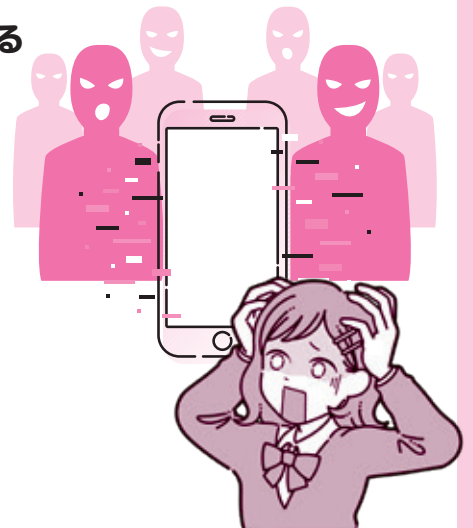
詐欺 ②: 勝手に会員登録され入会金など高額請求される

ストーカー被害: SNSで知り合った人物と面会後に付きまとわれる

性被害: 自分が同意していない性的行為を受ける

違法薬物: リラックスして痩せられるサプリと誘われ依存症に陥る

闇バイト: 違法な犯罪の実行役をさせられる



**困った時は一人で悩まないで、親に相談したり、気軽に相談窓口にご相談してください。
相談するのは勇気がいりますが、早めの対応が大切です。**

●相談機関

■いじめ問題等の相談窓口

子供や保護者からのいじめ問題等の相談を受け付けています。

○文部科学省 24時間子供SOSダイヤル
0570-0-78310(受付時間:24時間)

○法務局・地方法務局 子どもの人権110番
0120-007-110(全国共通)
(受付時間:平日8時30分～17時15分)

出展:法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



■生活の安全や不安に関する相談窓口

子供や保護者が警察に相談する際の窓口です。

○最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110

○都道府県警察の少年相談窓口

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>



■買い物等でのお金についてのトラブル

インターネット上でのお金に関するトラブルの相談も受け付けています

○消費者庁 消費者ホットライン

188(受付時間:平日10時～12時、13時～16時)